

意見書案第1号

道路整備予算の確保及び道路整備にかかる補助率等の嵩上げ措置の継続を
求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、道路整備予算
の確保及び道路整備にかかる補助率等の嵩上げ措置の継続に関し、別紙のとおり
意見書を提出する。

平成29年9月26日提出

蒲郡市議会議員

大	向	正	義
竹	内	滋	泰
伴		捷	文
鈴	木	基	夫
松	本	昌	成
牧	野	泰	広
鈴	木	貴	晶

提案理由

道路整備予算の確保及び道路整備にかかる補助率等の嵩上げ措置の継続に関し、
国会及び関係行政庁に要請するため提案する。

道路整備予算の確保及び道路整備にかかる補助率等の嵩上げ措置の
継続を求める意見書

道路は市民生活や経済社会活動を支える基本的な社会資本であり、豊かな生活の実現と活力ある地域社会には欠くことのできない社会基盤である。

しかしながら、本市では、名豊道路（国道23号蒲郡バイパス）、一般国道247号中央バイパスなどの幹線道路整備の遅れと、流入車両の増加により各所で混雑をつくりだし、自動車交通への依存度の高い当地域においては市民生活にも支障がでているところである。

このため、安心して快適に暮らせるまちづくりの実現と地域産業物流の円滑化を図り、交通需要、安全性、快適性に配慮した道路整備を体系的、計画的に推進するための安定的な財源確保が必要である。

よって国におかれては、地方の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をされるように強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国の負担又は補助の割合を平成30年度以降も継続するとともに、道路整備の推進が図られるよう更なる拡充等の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

蒲 郡 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣

} あて